

🏠 10月は空き家対策月間 実家を相続した方へ

～国土交通省が定める10月の「住生活月間」に合わせ、町では「空き家対策月間」として対策強化に取り組んでいます～

適正な管理をお願いします

相続した実家を放置してしまうと「建物の損壊」や「草木の繁茂」、 「害獣・害虫のすみか」と、さまざまな問題を引き起こすため、所有者は適正に管理しなければなりません。

自身での管理が難しい方は、業者による「見回り作業」や「売却」なども検討する必要があります。

なお、町では「どこに相談したら良いかわからない」方のために、空き家の相談窓口を設置しています。ご相談内容にあった専門家団体を紹介していますので、お問い合わせください。

こちらをご利用ください！



管理にお困りの方へ

【空き家の見回り作業】

二宮町シルバー人材センターでは、自身での管理が難しい方に代わり、空き家の見回り点検を行うサービス(2,500円/回)を行っています。

また、必要な場合はその後の草刈りも依頼できます。
※ふるさと納税を活用して依頼することができます。
(必ず事前にご連絡ください。)

☎ 二宮町シルバー人材センター(☎71-0681)

空き家等解体工事補助金をご利用ください

町内の空き家を解体し、当該敷地を更地にする工事について補助金を交付します。

補助額 対象工事費用の1/2(上限50万円)
補助件数 3件
受付期間 10/15(金)～R4/2/28(日)

※利用には条件がありますので、詳細はホームページをご確認ください。



売買・リフォームを検討中の方へ

【空き家の相談会】

とき 10/23(日)13:30～16:00

ところ 町民センター 2Aクラブ室

対象 町内の空き家を管理・所有している、または今後管理・所有する予定の方

相談員 建築士、宅建士 参加費 無料

申込 10/1(金)～15(金)に都市整備課窓口または☎で申し込み(事前予約制)

その他 申込時に相談内容をお知らせください。

☎ 都市整備課計画指導班(☎71-5956)

イノシシが市街地にも出没しています



近年、イノシシが農地だけでなく市街地にも出没する事例が増えています。町では、農業者や地元の猟友会、地区の方にご協力をいただき、捕獲罠や防護柵を設置するなど被害の軽減に努めています。

しかし、捕獲による対策だけでは限界があります。イノシシを市街地に近づかせないため、町民の皆さんにも自主防除対策を行っていただくようご協力をお願いします。

イノシシを市街地に近づかせないために

●隠れ家(かくれが)をなくす

隠れ家となる、やぶや草むらの刈り払いを定期的に行うなど周辺環境を整備し、市街地に近づきにくい環境を作りましょう。

●エサ場を作らない

イノシシは、住宅街でもエサが簡単に手に入ると認識してしまうと頻繁に出没するようになると言われています。エサとなるものを自宅の庭やごみ置場などに放置しないようにしましょう。

●防護柵等で侵入を防ぐ

家庭菜園を行っている場合は、イノシシから見えないよう防護柵(高さ1m以上)を設置したり、野菜や果物にネットを張ったりするなどの防除を行いましょう。

☎ 生活環境課生活環境班(☎71-5879)

イノシシに遭遇してしまったら

・何もしてこない場合には、近寄らずに静かにその場を離れるようにしましょう。決して威嚇したり、追い払おうとしたりしないでください。



・近づいてきた場合は、背中を見せずに静かにゆっくりと後退しながらその場から立ち去り、安全な場所に避難しましょう。



町ホームページにもイノシシに関する情報や対策を掲載していますのでご確認ください。

